定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

株主総会参考書類　議案に係る以下の事項

①株式会社光通信の定款

②株式会社光通信の最終事業年度
（2025年４月１日から2026年３月31日まで）　に係る計算書類等

株式会社エフティグループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

①株式会社光通信の定款

次頁以降をご参照ください。

株式会社光通信

定 款

2017年６月23日改訂（2017年６月23日株主総会決議）
2019年６月21日改訂（2019年６月21日株主総会決議）
2022年９月１日改訂（2022年６月24日株主総会決議）

第１章 総則

第１条（商号）

当会社は、株式会社光通信と称し、英文では、HIKARI　TSUSHIN, INC. と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）電気通信事業法に定める電気通信事業
（２）電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
（３）電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事及びメンテナンス業
（４）オフィス・オートメーション機器、付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業
（５）コンピュータ及び周辺機器に関するソフトウエアの設計、開発、販売及びメンテナンス業
（６）コンピュータならびに周辺機器の販売及びメンテナンス業
（７）市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負
（８）情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
（９）損害保険代理店業務
(10) 出版業
(11) 広告業
(12) 通信販売業
(13) クレジットカードの取扱業務
(14) 有価証券の取得、保有、投資及び運用
(15) 経営一般に関するコンサルティング
(16) 古物の売買及び賃貸業
(17) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びコンサルタント業務
(18) 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託業務
(19) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
(20) 前各号に定める業務以外の一切の事業

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

第４条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

第５条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章 株式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、233,398,568 株とし、このうち 183,398,568 株は普通株式、50,000,000 株はＡ種株式とする。

第７条（自己株式の取得）
　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第８条（Ａ種株式）
　当会社は、議決権のないこと以外は普通株式と異ならないＡ種株式を発行することができる。
２．取締役会の決議により、Ａ種株式は普通株式へ転換することができる。この場合、Ａ種株式は普通株式に１対１の比率で無償で転換されるものとする。
３．当会社はいつでもＡ種株式を買い入れ、これを当該買入価額で消却することができる。

第９条（単元株式数）
　当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 10 条（単元未満株式についての権利）
　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

第 11 条（単元未満株式の買増し）
　当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第 12 条（株式取扱規程）
　当会社の株式に関する手続き及び手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 13 条（株主名簿管理人）
　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 14 条（基準日）
　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２．前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第３章 株主総会

第 15 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

２．株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

第 16 条（招集権者及び議長）

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 17 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 18 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

第 19 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

第 20 条（株主総会の議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第４章 取締役、代表取締役及び取締役会

第 21 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

第 22 条（取締役の選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４．当会社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

５．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 23 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 24 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 25 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 26 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 28 条（取締役会決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第 29 条（重要な業務執行の委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 30 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を

行う。

第 31 条（取締役会規程）
　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 32 条（取締役の報酬等）
　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 33 条（取締役の責任免除）
　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任を、法令に定める限度において免除することができる。
２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査等委員である取締役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任の限度を法令の定める額とする契約を締結することができる。

第５章 監査等委員会

第 34 条（常勤の監査等委員）
　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 35 条（監査等委員会の招集通知）
　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 36 条（監査等委員会の決議方法）
　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 37 条（監査等委員会の議事録）
　監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第 38 条（監査等委員会規程）
　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章 会計監査人

第 39 条（会計監査人の選任）
　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 40 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 41 条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、２億６千万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。

第７章 計算

第 42 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

第 43 条（剰余金の配当等）

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

２．当会社は、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

３．当会社は毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

第 44 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 45 条（配当金の除斥期間）

剰余金の配当等及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、第 30 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②株式会社光通信の最終事業年度
（2025 年４月１日から 2026 年３月 31 日まで）に係る計算書類等

次頁以降をご参照ください。

事　業　報　告

（2025 年 4 月 1 日から
2026 年 3 月 31 日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2025年４月１日～2026年３月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が続きました。一方で、物価動向に加え、米国の通商政策をめぐる動向、中東情勢の影響、金融資本市場の変動の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループでは、強みである販売力を活かし、電力・ガス、通信回線、宅配水、保険といった長期的に安定した収益が期待できる事業に取り組んでおります。

また、脱炭素社会の実現およびSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、非化石証書を活用した実質再生可能エネルギーを提供する環境配慮型電力サービスの創設、持続可能な水資源の保護、資源・廃棄物の削減など、積極的に社会的責任を果たせる施策の具体的な検討や取り組みを行っております。

当連結会計年度においては、自社商材の顧客契約数の増加に伴う将来の安定した収益源となるストック利益（※）の増加等により、売上収益は734,791百万円（前連結会計年度比7.0％増）、営業利益は116,664百万円（同11.1％増）、金融収益の増加ならびに持分法による投資損益の増加等により、税引前利益は199,081百万円（同32.1％増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は151,014百万円（同28.5％増）となりました。

（※）ストック利益とは、当社グループが獲得したユーザーによって契約後に毎月支払われる基本契約料金・使用料金・保険料金等から得られる収入から顧客維持コスト、提供サービスの原価等を除いた利益分のことであります。収入については、通信キャリア、保険会社などから受け取る場合と、ユーザーから直接受け取る場合とがあります。

(電気・ガス事業)

主に中小企業や個人に対して、電気、ガス等の販売・供給を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことにより将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は319,571百万円（前連結会計年度比10.8%増）、営業利益は35,848百万円（同1.1%増）となりました。

(通信事業)

主に中小企業や個人に対して、通信回線サービスや付帯サービス等の提供を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことにより将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は127,540百万円（前連結会計年度比4.0%増）、営業利益は29,383百万円（同14.4%増）となりました。

(飲料事業)

主に個人に対して、ナチュラルミネラルウォーターの製造および宅配形式による販売等を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことによるストック利益の増加に加え、コスト改善等により、売上収益は85,314百万円（前連結会計年度比7.6%増）、営業利益は9,695百万円（同19.1%増）となりました。

(保険事業)

主に中小企業や個人に対して、損害保険や生命保険、保証サービス等の提供を行っております。

当連結会計年度は、顧客契約数が伸びたことにより将来の安定した収益源となるストック利益が増加し、売上収益は31,478百万円（前連結会計年度比16.9%増）、営業利益は9,368百万円（同14.0%増）となりました。

（金融事業）

主に中小企業や個人に対して、マイクロファイナンス等の金融サービスの提供を行っております。

当連結会計年度は、事業が順調に推移したこと等により、売上収益は45,526百万円（前連結会計年度比37.4％増）、営業利益は22,086百万円（同23.6％増）となりました。

（ソリューション事業）

主に中小企業に対して、顧客管理システムや決済管理システム等のプラットフォームおよび各種ツールの提供を通じた業種別ソリューションサービスを展開しております。

当連結会計年度は、概ね堅調に推移したものの、売上収益は26,866百万円（前連結会計年度比4.1％減）、営業利益は3,790百万円（同47.6％増）となりました。

（取次販売事業）

主に中小企業や個人に対して、通信キャリア、メーカー等の各種商品の取次販売を行っております。

当連結会計年度は、前期に一部連結子会社の株式を譲渡したこと等により、売上収益は98,493百万円（前連結会計年度比8.8％減）となりました。一方、当期に一部連結子会社の株式売却に伴う一過性利益を計上したこと等により、営業利益は12,799百万円（同3.4％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③　資金調達の状況

当連結会計年度において、以下の社債を発行したことにより、199,460百万円の資金調達を行いました。

（当社）

社債の銘柄	米ドル建社債	第52回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	第53回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
発行総額	500百万米ドル （73,460百万円）	10,000百万円	10,000百万円
各社債の金額	200,000米ドル以上の金額で 1,000米ドルの整数倍の金額	1百万円	1百万円
社債の形式	記名式の社債券を発行する	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない
利率	年6.130％	年1.654％	年2.271％
発行価格	額面100米ドルにつき金100米ドル	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
償還金額	額面100米ドルにつき金100米ドル	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	2025年９月18日	2025年10月23日	2025年10月23日
償還期限	2035年９月18日 （10年債）	2028年10月23日 （３年債）	2030年10月23日 （５年債）
利払日	毎年３月18日・９月18日	毎年４月23日・10月23日	毎年４月23日・10月23日
資金使途	社債償還資金、借入金返済資金	社債償還資金	社債償還資金

社債の銘柄	第54回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）	第55回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
発行総額	15,000百万円	91,000百万円
各社債の金額	1百万円	50万円
社債の形式	振替法の規定により社債券は発行されない	振替法の規定により社債券は発行されない
利率	年2.656％	年2.520％
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
償還金額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	2025年11月６日	2026年３月12日
償還期限	2031年11月６日 （６年債）	2030年３月12日 （４年債）
利払日	毎年５月６日・11月６日	毎年３月12日・９月12日
資金使途	社債償還資金	社債償還資金、借入金返済資金

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 企業集団の対処すべき課題

当社グループの経営方針としては、変化し続ける社会情勢や事業環境の中で、その時々の状況に応じた戦略を中長期的視点から立案し実行し、持続的な企業価値の向上に取り組むこととしております。

特に、長期安定収益であるストック利益の増加と、高い資本効率の追求を重視し、各商材の新規契約数の増加、より良い商品・サービスを提供することによる解約率の低下、コスト削減をはじめとした生産性の向上などに取り組んでおります。

(3) 直前3連結会計年度および当連結会計年度の財産ならびに損益の状況

区　分	第36期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第37期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第38期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第39期 (当連結会計年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上収益 (百万円)	643,984	601,948	686,553	734,791
営業利益 (百万円)	86,615	94,546	105,036	116,664
税引前利益 (百万円)	118,479	168,000	150,718	199,081
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	91,345	122,225	117,523	151,014
基本的1株当たり当期利益 (円)	2,037.65	2,753.52	2,671.18	3,440.12
資産合計 (百万円)	1,691,949	2,078,956	2,371,026	2,853,866
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	571,009	790,478	914,768	1,185,668
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	12,773.00	17,906.68	20,845.16	27,056.17

(注)　第39期(当連結会計年度)については、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(4) 主要な事業内容（2026年３月末日現在）

当社グループは、当社および当社の連結子会社170社により構成されております。当社は、持株会社としてグループ全体の経営管理機能を担い、各事業子会社において、主に「電気・ガス」「通信」「飲料」「保険」「金融」「ソリューション」「取次販売」の事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容等
電気・ガス	電気・ガスの販売・供給
通信	通信回線サービスや付帯サービスの提供
飲料	ナチュラルミネラルウォーターの製造および宅配形式による販売
保険	損害保険や生命保険、保証サービス等の提供
金融	マイクロファイナンス等の金融サービスの提供
ソリューション	顧客管理システムや決済管理システム等のプラットフォームおよび各種ツールの提供を通じた業種別ソリューションサービスの展開
取次販売	通信キャリア、メーカー等の各種商品の取次販売

(5) 企業集団の主要な事務所（2026年３月末日現在）

本社	東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
営業所	池袋、上野、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡、沖縄他（当社を含む企業集団全体の営業所）

(6) 企業集団の従業員の状況（2026年３月末日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,012名	73名増

（注）1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。
なお、最近１年間における臨時従業員の平均雇用人数は823名であります。
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	1名増	49.0歳	21.7年

（注）1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員および嘱託従業員の数は含まれておりません。
2. 従業員の定年は、満60歳に達した月の末日としております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エフティグループ	1,344百万円	72.58% (13.02%)	情報通信機器、OA機器の販売
株式会社メンバーズモバイル	101百万円	100.00% (100.00%)	法人向け携帯電話の販売
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	5,223百万円	70.06% (40.44%)	ミネラルウォーター宅配事業
テレコムサービス株式会社	101百万円	100.00% (100.00%)	携帯電話の販売
株式会社ジェイ・コミュニケーション	100百万円	100.00% (100.00%)	携帯電話の販売
株式会社ネットワークコンサルティング	110百万円	100.00% (100.00%)	通信回線サービスの販売等
株式会社シンク	101百万円	100.00% (100.00%)	通信回線サービスの販売等
株式会社セレクトネットワーク	100百万円	100.00% (100.00%)	通信回線サービスの販売等
株式会社ハルエネ	101百万円	100.00% (100.00%)	電力販売事業
株式会社EPARK	90百万円	89.02%	各業種に特化したITソリューションの提供
光通信株式会社	101百万円	100.00%	有価証券の保有管理
株式会社ストエネ	101百万円	100.00% (100.00%)	電力販売事業

(注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
2. 会社名、資本金、議決権比率、主要な事業内容欄は、2026年３月末日現在の情報を記載しております。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

③ 企業結合の経過

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

④ 企業結合の結果

上記②記載の重要な子会社を含め、連結子会社は170社、持分法適用関連会社は108社であります。

(8) 主要な借入先および借入額（2026年３月末日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	26,712百万円
株式会社りそな銀行	14,086百万円
株式会社ＳＢＩ新生銀行	13,000百万円
株式会社三井住友銀行	6,295百万円
野村信託銀行株式会社	4,000百万円

（注） 借入金残高欄には、複数の金融機関による協調融資の割当額の残高と協調融資以外の借入額の残高の合計額を記載しております。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。当社は、将来の成長に関する投資および財務体質の充実・強化を目的として、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(10) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　233,398,568株

内訳　普通株式　183,398,568株

Ａ種株式　50,000,000株

(2) 当事業年度末における発行済株式の総数

43,989,642株

内訳　普通株式　43,989,642株

Ａ種株式　0株

（注）自己株式の数を控除しておりません。

(3) 当事業年度末の株主数　12,419名

(4) 当事業年度末における大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社光パワー	12,736,300株	29.06%
野村信託銀行株式会社（信託口２０５２２８６）	4,500,000株	10.27%
株式会社鹿児島東インド会社	3,300,000株	7.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,624,000株	5.99%
合同会社光パワー本家	2,352,000株	5.37%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,288,060株	2.94%
重田康光	1,198,274株	2.73%
玉村剛史	1,064,071株	2.43%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	949,021株	2.17%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	602,926株	1.38%

（注）1. 当社は、当事業年度末日において自己株式を167,178株保有しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年３月末日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	重田康光	
代表取締役社長	和田英明	
常務取締役	髙橋正人	投資本部長
取締役	矢田尚子	有限会社光パワー リサーチ部門 バイスプレジデント
取締役	柳下裕紀	株式会社Aurea Lotus 代表取締役/CEO
取締役（監査等委員）	渡辺将敬	
取締役（監査等委員）	髙野一郎	弁護士
取締役（監査等委員）	新村健	トパーズ・キャピタル株式会社 代表取締役 第一生命ホールディングス株式会社 執行役員

（注）1. 取締役柳下裕紀氏、取締役（監査等委員）髙野一郎氏および取締役(監査等委員)新村健氏は、社外取締役であります。なお、上記記載の株式会社Aurea Lotusならびにトパーズ・キャピタル株式会社および第一生命ホールディングス株式会社と当社との間にはいずれも特別の関係はありません。

2. 当社は、取締役柳下裕紀氏、取締役（監査等委員）髙野一郎氏および取締役(監査等委員)新村健氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 取締役（監査等委員）渡辺将敬氏は、長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5. 責任限定契約に関する事項
当社は、渡辺将敬氏、髙野一郎氏および新村健氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める範囲内としております。

6. 役員等賠償責任保険契約に関する事項
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	区　　分	取締役会および監査等委員会への出席状況、取締役会における発言状況ならびに期待される役割に対して行った職務の概要
柳下　裕紀	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会９回のうち８回に出席いたしました。取締役会では株式投資に関する豊富な経験と知識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においてもその幅広い知見に基づき経営陣の業務執行に対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。 また、同氏は、当社グループの投資運営に関する取締役会の諮問機関としての投資監査委員会の委員を務めております。当事業年度において開催された投資監査委員会3回全てに出席し、同氏の豊富な経験および専門的見地から適宜発言を行っております。
髙野　一郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会９回全て、監査等委員会12回全てに出席いたしました。取締役会では法律専門家としての見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においても弁護士としての専門的見地から、経営陣の業務執行に対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。 また、同氏は、当社の取締役の報酬等に関する取締役会の諮問機関としての報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度において開催された報酬委員会1回全てに出席し、同氏の専門的見地から適宜発言を行っております。
新村　　健	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会９回全て、監査等委員会12回全てに出席いたしました。取締役会ではコーポレートファイナンスに係る豊富な経験と見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においてもその幅広い見識に基づき経営陣の業務執行に対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。 また、同氏は、当社グループの投資運営に関する取締役会の諮問機関としての投資監査委員会の委員長および当社の取締役の報酬等に関する取締役会の諮問機関としての報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において開催された投資監査委員会3回全ておよび報酬委員会1回全てに出席し、同氏の豊富な経験および専門的見地から適宜発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

前記(1)注5に記載のとおりです。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本号において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該決定方針は、(i)取締役の報酬が、経営責任の明確化および企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭においた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすること、(ⅱ)個人別の報酬等については、取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績および担当業務における各取締役の貢献や実績に基づき、各取締役の役位および職責ならびに当社の連結営業利益その他の会社の業績等を総合的に勘案して決定すること、(ⅲ)取締役の個人別の報酬の額は取締役会において決定するものとし、監査等委員会の意見がある場合はその意見を踏まえて当該決定を行うこと、をその内容の概要としております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に則した検討および取締役会の諮問機関である報酬委員会への諮問を経て取締役会にて決定されており、取締役会としては当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、2017年６月23日開催の第30回定時株主総会において賞与を含めた報酬等の額として年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は４名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2017年６月23日開催の第30回定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

区　　分	人　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （1名）	575百万円 （6百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	18百万円 （12百万円）
計	8名	593百万円

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
（2026年３月末日現在）

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況（2026年３月末日現在）

当社は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、以下のとおり、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役に対し、有償にて本新株予約権を発行しております。

・2017年11月14日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　4 当社子会社取締役　1
新株予約権の数（個）	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　5,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（　　円　　）	16,279（注）2
新株予約権の行使期間	2022年７月１日～2027年６月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　16,500 資本組入額　　8,250
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 2. 新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。
但し、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率
また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 本新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

(2) 割当日後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

(a) 時価を下回る１株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

(b) 時価を下回る１株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。）。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権者は、以下の(a)及び(b)の条件をすべて満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2018年３月期から2022年３月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書（当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社の連結損益計算書をいう。以下同じ。）上の売上収益に関し、４以上の連結会計年度において、当該連結会計年度の売上収益がその直前連結会計年度の売上収益を上回っていること。

(b) 2022年３月期の当社の連結損益計算書上の営業利益が、66,935百万円以上であること。

(2) 2018年３月期から2022年３月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書上の営業利益に関し、以下に記載する各連結会計年度における営業利益の目標数値を、２連結会計年度連続で下回った場合、当該連続した連結会計年度のうち２期目の連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

2018年３月期　45,717百万円
2019年３月期　50,289百万円
2020年３月期　55,318百万円
2021年３月期　60,850百万円
2022年３月期　66,935百万円

(3) 上記(1)及び(2)に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき売上収益、営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

(4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。なお、新株予約権割当契約に定める正当な理由とは、以下の事項をいう。

(a) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合

(b) 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記(5)に記載の場合に該当する場合を除く。）

(5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

(6) 本新株予約権者による本新株予約権の行使に係る年間行使額の制限は、次の各号のとおりとする。

(a) 2022年７月１日から2023年６月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2022年７月１日）から本新株予約権行使日（本新株予約権行使日を含む。以下本(6)において同じ。）までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額（上記(5)に記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使に係る本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）の合計額の、行使総額（上記(5)に記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各本新株予約権者が自己に割り当てられた本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）に対する割合が、３分の１を超えてはならない。

(b) 2023年７月１日から2024年６月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2022年７月１日）から本新株予約権行使日までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額の合計額の、行使総額に対する割合が、３分の２を超えてはならない。

(c) 2024年７月１日から本新株予約権の行使期間満了日までの期間における本新株予約権の行使：行使制限は定めない。

(7) その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数はこれを切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
(9) 新株予約権の取得事由及び条件
(a) 新株予約権者が新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(b) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本(10)に準じて決定する。

・2018年５月21日開催の取締役会決議による新株予約権

名称	第21回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　２ 当社従業員　６
新株予約権の数（個）	99
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　9,900（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（　　円）	18,010（注）２
新株予約権の行使期間	2023年７月１日～2027年６月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　18,050 資本組入額　　9,025
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	１．新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 ２．新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４

（注）1.　新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株とする。
但し、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率
また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

2.　本新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

(2) 割当日後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

(a) 時価を下回る１株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合（新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）

(b) 時価を下回る１株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。）。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりである。

(1) 本新株予約権者は、2023年３月期の当社の連結損益計算書上の営業利益が74,800百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 2019年３月期から2023年３月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書上の営業利益に関し、以下に記載する各連結会計年度における営業利益の目標数値を、２連結会計年度連続で下回った場合、当該連続した連結会計年度のうち２期目の連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。

2019年３月期　55,000百万円
2020年３月期　59,400百万円
2021年３月期　64,200百万円
2022年３月期　69,300百万円
2023年３月期　74,800百万円

(3) 上記(1)及び(2)に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

(4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める正当な理由がある場合はこの限りでない。なお、新株予約権割当契約に定める正当な理由とは、以下の事項をいう。

(a) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合

(b) 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記(5)に記載の場合に該当する場合を除く。）

(5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。

(6) 本新株予約権者による本新株予約権の行使に係る年間行使額の制限は、以下の各号のとおりとする。

(a) 2023年７月１日から2024年６月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2023年７月１日）から本新株予約権行使日（本新株予約権行使日を含む。以下本(6)において同じ。）までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額（上記(5)に記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使に係る本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）の合計額の、行使総額（上記(5)に記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各本新株予約権者が自己に割り当てられた本新株予約権の個数を乗じた金額の全額をいう。以下本(6)において同じ。）に対する割合が、３分の１を超えてはならない。

(b) 2024年７月１日から2025年６月30日までの期間における本新株予約権の行使：本新株予約権の行使期間開始日（2023年７月１日）から本新株予約権行使日までの期間における本新株予約権の行使に係る払込金額の合計額の、行使総額に対する割合が、３分の２を超えてはならない。

(c) 2025年７月１日から本新株予約権の行使期間満了日までの期間における本新株予約権の行使：行使制限は定めない。

(7) その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」及び（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数はこれを切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
(9) 新株予約権の取得事由及び条件
(a) 新株予約権者が新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(b) 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案、再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、取締役会決議がなされた場合）には、再編対象会社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い
本(10)に準じて決定する。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

252百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(2)に記載の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬の額について相当であると判断し、同意しております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、英文財務諸表監査に係る報酬が含まれております。

(3) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

405百万円

（注）当社の子会社のうち、株式会社エフティグループなどは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

(5) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、260百万円または監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。

b. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。

c. 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。

d. 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置するものとします。

e. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行うものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管および管理するものとします。また、取締役は、必要に応じて随時当該文書の閲覧をすることができるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署および担当責任者を設置し、継続的に管理するものとします。

b. 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告するものとします。

c. リスクに関する情報は迅速かつ正確に関係部署に報告されるようにするものとします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。

イ．職務権限・意思決定ルールの策定および見直し
ロ．取締役および事業部長を構成員とする経営会議の実施
ハ．予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定、および月次・四半期業績管理の実施
ニ．経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

a.　当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス・法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。

b.　当社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。

c.　当社は、子会社の自主性および上場子会社の独立性を尊重しつつ、当社における承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。

d.　当社は、当社グループ全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、グループ全体のリスク管理を統括する部署を設置し、グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監査を行い、管理するものとします。なお、当該リスク管理統括部署は、子会社におけるリスク管理状況に関する監査結果を、定期的にコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告するものとします。

e.　当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス担当取締役または代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。

f.　当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。

g. 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。

h. 当社は、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査部門を通じて、定期的に子会社に対する内部監査を実施し、内部監査部門に、その結果をコンプライアンス担当取締役または代表取締役に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。

⑥ 監査等補助人の設置ならびに監査等補助人の独立性および監査等委員会の監査等補助人への指示の実効性を確保するための体制

a. 当社は、監査等委員会から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する従業員（以下「監査等補助人」といいます。）を配置するものとします。

b. 監査等補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。

c. 監査等補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査等補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査等補助人は、監査等委員会の職務の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとします。

d. 取締役および従業員は、監査等委員会の要請により、以下の措置を講じるほか、監査等補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。

イ．監査等補助人が、監査等委員に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。

ロ．監査等補助人が、監査等委員に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。

⑦　取締役および使用人ならびに子会社の役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

a.　取締役および従業員は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとします。

イ．会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項

ロ．内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

ハ．重大な法令・定款違反

b.　子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前項各号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、当該事項を当社の監査等委員会に報告を行うこととします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。

c.　当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとします。

d.　前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとします。

e.　前項に伴い、監査等委員会は、取締役もしくは従業員または子会社の取締役、監査役もしくは従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査等委員会は、報告をした者の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.　監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査等委員会がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。

b.　当社は、監査等委員会が要請した場合、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合を除き、監査等委員会の職務に適した監査等委員会室を設置するものとします。なお、監査等委員会室の設置に関する事項に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。

c.　当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。

d.　内部監査部門は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議およ

び意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。

e. 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

f. 当社は、社外取締役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査等委員会の合理的な要請により、当社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務執行について

a. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名（うち社外取締役１名）と監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）の合計８名（2026年３月末日現在）の取締役で構成され、当事業年度においては９回開催されました。取締役会の構成に関しては、経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として、代表取締役２名の体制を採っております。

b. 取締役会の諮問機関として報酬委員会および投資監査委員会を設置しております。報酬委員会は、独立社外取締役２名と取締役１名の合計３名の取締役で構成され、取締役の報酬等に係る事項の取締役会からの諮問に対する答申等を行っております。また、投資監査委員会は、独立社外取締役２名と取締役１名の合計３名の取締役で構成され、当社グループにおける投資運営に関する事項に係る取締役会からの諮問に対する答申等を行っております。

c. 取締役および各事業部門の責任者で構成される各種会議を定期的にまたは必要に応じて随時開催し、当該会議においては各事業部門の責任者より重要な業務執行に関する事項について報告がなされ、取締役出席のもと慎重に議論がなされております。

d. 情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、内部監査部門において定期的に情報管理に係る社員研修や各事業所の実査を行っております。

e. 反社会的勢力排除に関しては、グループ共通の基本方針を策定するとともに、実務対応マニュアルを整備し、グループ内における統一的な対応水準の確保ならびに役職員の判断力および行動力の強化に取り組んでおります。また、運用状況の検証および改善を継続的に行うことにより、反社会的勢力排除のための体制を適切に整備および運用しております。

② リスク管理の体制および状況について

代表取締役社長直轄の内部監査部門において、当社および当社グループ会社の業務活動全般に関し、リスクマネジメントの一環として、その妥当性や会社資源の活用状況、法令・社内規程の遵守状況について、定期的に（年２回以上）内部監査を実施するとともに、リスクカテゴリーごとのリスク管理およびリスクへの対処に関する教育や啓蒙を適宜行っております。また、内部監査部門は、リスク情報の吸上げならびに適切な共有および報告により当社および当社グループ会社における適切なリスクマネジメント体制を確保するとともに、具体的なリスクに関する助言や勧告を適宜行い、リスクの発生の未然の防止や対応方法の改善を図っております。

③ 企業集団の業務の適正性の確保について

当社および当社子会社からなる企業集団のガバナンスに関しては、持株親会社である当社内の管理部門が子会社の管理部門と連携を図り、事業会社である各子会社の事業部門への牽制機能および監督機能を確保しております。なお、管理機能別には以下の施策を行っております。

イ．財務・経理・IR部門：各子会社の経営状況を管理・分析し、経営に反映するとともに、適正な開示を行い、透明性の確保を図っております。

ロ．法務・審査部門：各子会社業務のコンプライアンスを管理・監督し、また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っております。

ハ．人事・教育部門：各子会社の人事・教育部門と連携し、成果主義の原則に基づく評価基準や報酬体系を各社の実情に即した形や内容で導入することで、実力主義の徹底を図っております。

ニ．システム部門：各子会社のシステム部門と定期的に情報交換を行い、各種システムの刷新や情報セキュリティ強化に努めております。

ホ．内部監査部門：グループ従業員に対する適正な行動規範や情報管理への意識の向上を目的として、各子会社で実施している情報管理に関する社員研修や各事業所の監査に係る実査の状況や内容の確認を行い、各子会社の監査部門と連携しながら、コンプライアンス・情報管理体制の維持・強化を図っております。

ヘ．内部統制部門：金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備および運用に係る体制確保の一環として、主に経理部門・業務管理部門の業務監査、内部統制評価を行っております。

④　監査等委員会の職務の執行について

a.　監査等委員会は、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）で構成され、経営に対する監視機能を担っております。

b.　監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画および方針に基づき、重要な会議への出席、当社グループの経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて厳正な監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

7.　会社の支配に関する基本方針

当事業年度において該当事項はありません。

8.　その他株式会社の状況に関する重要な事項

当事業年度において該当事項はありません。

（注）事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,019,640	流動負債	482,597
現金及び現金同等物	539,854	営業債務及びその他の債務	263,788
営業債権及びその他の債権	411,499	保険契約負債	5,763
再保険契約資産	409	有利子負債	161,307
棚卸資産	1,789	未払法人所得税	35,150
その他の金融資産	51,682	その他の金融負債	389
その他の流動資産	14,405	その他の流動負債	16,197
非流動資産	1,834,225	非流動負債	1,153,619
有形固定資産	41,744	有利子負債	927,165
使用権資産	5,988	引当金	570
のれん	18,395	繰延税金負債	210,714
無形資産	6,671	その他の非流動負債	15,169
持分法で会計処理されている投資	319,720	負債合計	1,636,216
その他の金融資産	1,366,170	(資本の部)	
繰延税金資産	8,368	親会社の所有者に帰属する持分	1,185,668
契約コスト	60,637	資本金	54,259
保険契約資産	6,447	資本剰余金	1,716
その他の非流動資産	81	利益剰余金	1,108,757
		自己株式	△6,215
		その他の包括利益累計額	27,150
		非支配持分	31,982
		資本合計	1,217,650
資産合計	2,853,866	負債・資本合計	2,853,866

連結損益計算書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上収益		734,791
売上原価		370,835
売上総利益		363,956
その他の収益	5,814	
販売費及び一般管理費	250,881	
その他の費用	2,225	247,292
営業利益		116,664
金融収益		77,619
金融費用		22,399
持分法による投資損益		26,850
その他の営業外損益		346
税引前利益		199,081
法人所得税費用		42,852
当期利益		156,229
当期利益の帰属		
親会社の所有者	151,014	
非支配持分	5,214	156,229

連結持分変動計算書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	合計		
当期首残高	54,259	984	863,716	△10,864	6,672	914,768	28,800	943,569
当期包括利益								
当期利益	－	－	151,014	－	－	151,014	5,214	156,229
その他の包括利益	－	－	－	－	155,005	155,005	669	155,674
当期包括利益合計	－	－	151,014	－	155,005	306,020	5,883	311,903
所有者との取引額等								
剰余金の配当	－	－	△32,178	－	－	△32,178	△1,462	△33,641
連結範囲の変動	－	－	－	－	－	－	1,776	1,776
支配継続子会社に対する持分変動	－	874	－	－	－	874	△2,812	△1,938
自己株式の取得及び処分	－	99	△76	△3,938	－	△3,915	－	△3,915
自己株式の消却	－	△215	△8,246	8,461	－	－	－	－
株式報酬取引	－	△26	－	126	－	100	△203	△103
その他の資本構成要素から利益剰余金への振替	－	－	134,527	－	△134,527	－	－	－
所有者との取引額等合計	－	731	94,026	4,648	△134,527	△35,120	△2,702	△37,822
当期末残高	54,259	1,716	1,108,757	△6,215	27,150	1,185,668	31,982	1,217,650

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数

170社

・主要な連結子会社の名称

株式会社エフティグループ
株式会社メンバーズモバイル
株式会社プレミアムウォーターホールディングス
テレコムサービス株式会社
株式会社ジェイ・コミュニケーション
株式会社ネットワークコンサルティング
株式会社シンク
株式会社セレクトネットワーク
株式会社ハルエネ
株式会社EPARK
光通信株式会社
株式会社ストエネ

・重要な連結子会社の異動

新規	株式会社ザッパラス	その他37社
除外	株式会社E保険プランニング	その他13社

(3) 持分法適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用関連会社数

108社

・主要な会社等の名称

株式会社ベルパーク
株式会社フォーバル
株式会社エムティーアイ

レイズネクスト株式会社
シナネンホールディングス株式会社
株式会社テクノスマート
株式会社東名
サンネクスタグループ株式会社
株式会社データ・アプリケーション
株式会社TVE
西川計測株式会社
第一実業株式会社
ディーブイエックス株式会社
株式会社CEホールディングス
株式会社インバウンドテック
東北特殊鋼株式会社
暁飯島工業株式会社
株式会社ラストワンマイル
株式会社うるる
株式会社エックスネット
株式会社翻訳センター
株式会社マルゼン
株式会社ファンコミュニケーションズ
エンカレッジ・テクノロジ株式会社
ERIホールディングス株式会社

・重要な持分法適用関連会社の異動

新規	東建コーポレーション株式会社	その他16社
除外	フリービット株式会社	その他５社

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用関連会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る決算書または仮決算に基づく決算書を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 金融商品

イ．金融資産

（ⅰ）当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は公正価値で当初測定し、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される項目以外については、取得に直接起因する取引費用を公正価値に加算しております。重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

（ⅱ）事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。なお、利息収益、為替差損益、減損及び認識の中止時の利得または損失は純損益に認識いたします。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。公正価値の変動額（利得及び損失の純額）には利息収益または受取配当金を含めております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識し、その累計額はその他の資本構成要素に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産または譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、またはほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
・貨幣の時間価値
・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体または一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

ロ．金融負債

（ⅰ）当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。 売買目的保有として分類されたもの、デリバティブ、または当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定されたものである場合、金融負債は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定し、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される項目以外については、発行に直接起因する取引費用を公正価値から控除しております。

（ⅱ）事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、売買目的保有の金融負債であり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

（ⅲ）金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

ハ．デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となる重要なものはありません。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、原価は、購入原価ならびに現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めております。原価は、主として総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

③ 有形固定資産及び無形資産（使用権資産を含む、以下同じ）の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

イ．有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。土地及び建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物

２～50年

機械装置及び運搬具

２～17年

工具、器具及び備品

２～20年

レンタル資産については経済的、機能的な実情を勘案した合理的な償却年数に基づく定額法によっております。

資産の減価償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ロ．無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識規準を満たす自己創設無形資産は、認識規準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウエア

５年

資産の償却方法、耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④　のれんの会計処理

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。IFRS移行日前の企業結合により生じたのれんは、従前の会計基準（日本基準）で認識していた金額をIFRS移行日時点で引き継ぎ、これに減損テストを実施した後の帳簿価額で計上しております。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損については「⑥非金融資産の減損」に記載しております。

⑤　リース取引の会計処理

（借手側）

リースは、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体および除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

（貸手側）

リース取引のうち、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合はファイナンス・リース取引に分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リース取引に分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、正味リース投資未回収額をリース債権として認識し、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分とに区分し、受取リース料の利息相当部分への各期の配分額は、利息法により算定のうえ、受取利息に含めて表示しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

⑥　非金融資産の減損

イ．有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループでは、期末日ごとに、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

ロ．のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。当社グループでは、期末日ごとに、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行っておりません。

⑦　引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

⑧　収益認識

IFRS第９号に基づく利息及び配当収益等、IFRS第16号に基づくリース収益、IFRS第17号に基づく保険収益、IAS第20号に基づく政府補助金を除き、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

顧客との契約獲得のための増分コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。当該資産については、顧客の見積利用期間（２～５年）にわたって費用を配分しております。

⑨　保険契約

保険者が自ら発行した保険契約及び保険者が保有する再保険契約に関しては、IFRS第17号「保険契約」に準拠した会計処理を適用しております。

イ．分類・集約のレベル

当社グループが重要な保険リスクを引き受けている契約は保険契約として分類しております。また、当社グループが基礎となる保険契約に係る重要な保険リスクを移転している契約については、再保険として分類しております。

当社グループは、類似したリスクに晒されており、一括して管理されている複数の契約で構成されたポートフォリオを識別し、各年次コホートを契約の収益性に基づき以下の３つのグループに分割し、保険契約を集約しております。

- 当初認識時に不利な契約
- 当初認識時において、その後に不利となる可能性が高くない契約
- 年次コホートの残りの契約

ロ．認識

当社グループが発行した保険契約は、次のうち最も早い時点から認識しております。

・カバー期間の開始時
・保険契約者からの初回支払期限が到来した時、または契約上の支払期限がない場合は、保険契約者から初回支払を受領した時
・事実及び状況が、契約が不利であることを示唆している時

保険契約の移転または企業結合で取得した保険契約は、取得日に認識しております。

保有する再保険契約は、基礎となる保険契約の当初認識の時点で認識しております。

なお、当社グループは、保険契約が消滅する場合、すなわち、契約で定められた義務が消滅するか、免除されるか又は取り消される場合に、保険契約の認識の中止を行っております。

ハ．保険獲得キャッシュ・フロー

当社グループは、保険契約グループの販売、引受及び開始から生じるキャッシュ・フローのうち、当該グループが属する保険契約ポートフォリオに直接起因するものを保険獲得キャッシュ・フローと定め、規則的かつ合理的な方法を用い、保険契約グループに配分し、保険契約グループのカバー期間にわたり償却しております。

保険獲得キャッシュ・フローが契約グループに直接帰属し、これらの契約の更新を通じて関連する保険獲得キャッシュ・フローの一部の回収を見込まれる場合、保険獲得キャッシュ・フローは当該グループ及びこれらの契約更新が含まれることになるグループに配分しております。関連する契約グループの認識前に発生した保険獲得キャッシュ・フローは、資産として認識しております。

各報告期間末時点で、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産が減損している可能性がある事実及び状況が示唆される場合、当社グループは以下を実施します。

（ⅰ） 当該資産の帳簿価額が、関連するグループの正味期待キャッシュ・インフローの金額を超過しないように、減損損失を純損益に認識する。

（ⅱ） 当該資産が将来の更新と関連がある場合、保険獲得キャッシュ・フローが、予想される更新から生じる正味キャッシュ・インフローの金額を超過する範囲で、減損損失を純損益に認識する。なお、この超過額は、（ⅰ）で減損損失としてすでに認識されているものを除く。

当社グループは、減損の状況が改善した範囲で、減損損失を純損益から戻し入れ、当該資産の帳簿価額を増加させます。

ニ．測定

発行する保険契約

（ｉ）残存カバーに係る負債

当社グループの発行する保険契約の残存カバーに係る負債の測定についてIFRS第17号に定められる一般的な方法を適用した場合と重要な差異がないと合理的に予測される、もしくは、保険契約のカバー期間が１年以内であるため、保険契約グループの測定に保険料配分アプローチを適用しております。

各契約グループの当初認識時の残存カバーに係る負債の帳簿価額は、当初認識時に受け取った保険料から、その日にグループに配分された保険獲得キャッシュ・フローを減額し、測定しております。

当初認識以後の残存カバーに係る負債の帳簿価額は、受取った保険料及び費用として認識した保険獲得キャッシュ・フローの償却によって増加し、提供したサービスに対する保険収益及び当初認識後に配分された追加的な保険獲得キャッシュ・フローによって減少します。各期間の保険収益は、当期間のカバーの提供に対して予想される保険料の受取額を、原則として時の経過を基礎として各期間に配分しております。

各契約グループの当初認識時に、サービスの提供と、それに関連した保険料の支払期日までの期間が１年以内であるため、残存カバーに係る負債について貨幣の時間価値及び金融リスクの影響の調整はしておりません。

カバー期間中のいずれかの時点で、契約グループが不利であることを示唆する事実及び状況が生じた場合には、当社グループは、予想する保険料の受取り並びに保険金、給付金及び費用の支払いに時期及び不確実性を反映するように調整した現在の見積りが残存カバーに係る負債の帳簿価額を上回る範囲で、損失を純損益で認識し、残存カバーに係る負債を増額しております。

（ⅱ）発生保険金に係る負債

当社グループは、保険契約グループの発生保険金に係る負債について、予想する保険金、給付金及び費用の支払いに時期及び不確実性を反映するように調整した金額で認識しております。その将来キャッシュ・フローは、保険金請求の発生日から１年以内に支払が見込まれるため、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響を反映するような調整をしないこととしております。

保有する再保険契約

当社グループは、保有する再保険契約の残存カバーに係る資産の測定について、IFRS第17号に定められる一般的な方法を適用した場合と重要な差異がないと合理的に予測されるため、発行した保険契約と同様の保険料配分アプローチを適用しておりますが、必要な場合には、発行した保険契約と異なる特徴を反映するように調整を行っております。

⑩　政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られた時に公正価値で認識しております。政府補助金が収益の補償もしくは費用項目に関連する場合は、当該補助金で補償することが意図されている収益の減額もしくは関連費用を認識する期間にわたって、規則的に収益として認識しております。

⑪　その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社と当社の子会社の一部は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

当社グループが連結計算書類において適用する会計方針は、前連結会計年度に係る連結計算書類において適用した会計方針と同様であります。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　8,368百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

契約コストの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

電力小売りサービスを提供する株式会社ハルエネに帰属する契約コスト
11,049百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該契約コストの回収可能性の評価は、経営者が作成した電力小売りサービスの事業計画における将来収益、直接関連コスト、これらの基礎となる顧客の予想残存契約期間や解約率を用いて実施されますが、これらの事業計画の構成要素のうち特に将来収益の基礎となる解約率について、当連結会計年度において顧客に通知した契約変更の後に観測された水準にて推移し、契約変更の影響による解約の増加は発生しないという仮定を使用しております。回収可能性の評価の結果、当連結会計年度において電力小売りサービスを提供する株式会社ハルエネに帰属する契約コストについて、減損損失の認識は不要であると判断しております。当該仮定には不確実性を伴い、経営者による判断が回収可能性の評価に重要な影響を及ぼします。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

(担保に供している資産)

建物及び構築物	1,598百万円
土地	542百万円
割賦債権及びリース債権	2,052百万円
計	4,193百万円

(上記に対する債務)

一年内長期借入金	480百万円
一年内債権流動化借入金	2,413百万円
長期借入金	2,760百万円
債権流動化借入金	293百万円
計	5,946百万円

上記の資産を資金調達、製品供給取引及び請負取引から生じる債務に対して担保提供しております。また、一年内債権流動化借入金および債権流動化借入金は、割賦債権およびリース債権の流動化に伴い発生した債務であります。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	17,086百万円
その他の金融資産	1,602百万円
その他の非流動資産	52,079百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 28,885百万円

(4) 財務制限条項等

当社の長期借入金のうち6,560百万円（１年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済する義務を負っております。

・2024年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2025年３月期決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当社の長期借入金のうち83百万円（１年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済する義務を負っております。

・2024年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2025年３月期決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当社の長期借入金のうち170百万円（１年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済する義務を負っております。

・2024年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2025年３月期決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当社の長期借入金のうち26,680百万円（１年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済する義務を負っております。

・2025年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2026年３月期決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当社の長期借入金のうち2,040百万円（１年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済する義務を負っております。

・2025年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2026年３月期決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当社の長期借入金のうち3,300百万円（１年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済する義務を負っております。

・2025年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2026年３月期決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

当社の長期借入金のうち24,000百万円（１年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済する義務を負っております。

・2026年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2027年３月期決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

連結子会社である株式会社プレミアムウォーターホールディングスの長期借入金のうち143百万円（１年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

① 2020年３月期決算以降、各年度の決算期の末日における株式会社プレミアムウォーターホールディングスの連結財政状態計算書（株式会社プレミアムウォーターホールディングスの長期借入金についての財務制限条項に関する記載において、連結財政状態計算書とは株式会社プレミアムウォーターホールディングスの連結財政状態計算書をいう。）上の資本合計の金額を2019年３月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75％および直前の決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75％のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

② 2020年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2021年３月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

連結子会社である同じく株式会社プレミアムウォーターホールディングスの長期借入金のうち3,754百万円（１年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

① 2021年３月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2020年３月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75％および直前の決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75％のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

② 2021年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2022年３月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

連結子会社である同じく株式会社プレミアムウォーターホールディングスの長期借入金のうち3,145百万円（１年内返済予定額を含む）には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付されております。

① 2025年３月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額を2024年３月決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%および直前の決算期末日における連結財政状態計算書上の資本合計の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

② 2024年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2025年３月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

③ 債務者は、契約期間中、東京証券取引所における上場廃止事由に抵触せず、上場を維持すること。

なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触している借入金は存在せず、当社グループには報告期間後少なくとも12か月にわたり借入金の決済を延期することができる権利があるため、これらの借入金について１年内返済予定額を除いて非流動負債に分類しております。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	44,269,642株	－株	280,000株	43,989,642株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	385,681株	142,557株	361,060株	167,178株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、東京証券取引所における市場買付および単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式の数の減少は、自己株式の消却ならびにストックオプションの行使および譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年５月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- 配当金の総額　7,767百万円
- １株当たり配当金額　177円
- 基準日　2025年３月31日
- 効力発生日　2025年６月13日

2025年８月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- 配当金の総額　7,943百万円
- １株当たり配当金額　181円
- 基準日　2025年６月30日
- 効力発生日　2025年９月12日

2025年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- 配当金の総額　8,125百万円
- １株当たり配当金額　185円
- 基準日　2025年９月30日
- 効力発生日　2025年12月12日

2026年２月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- 配当金の総額　8,342百万円
- １株当たり配当金額　190円
- 基準日　2025年12月31日
- 効力発生日　2026年３月13日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年５月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　8,545百万円
・１株当たり配当金額　　195円
・基準日　　2026年３月31日
・効力発生日　　2026年６月12日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2017年11月14日 取締役会決議分	2018年５月21日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	5,000株	9,900株
新株予約権の残高	50個	99個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、余剰資金に関しては主に安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの３つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値ヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル１：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル２：レベル１以外の直接または間接的に観測可能なインプット

レベル３：観察可能でないインプット

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

① 経常的に公正価値で測定する金融商品

イ．公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
債券	－	65,599	－	65,599
その他	－	－	6,620	6,620
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	1,130,473	－	5,536	1,136,010
デリバティブ資産	－	4,609	－	4,609
その他	41,812	－	2,999	44,811
合計	1,172,285	70,209	15,156	1,257,651
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他	307	－	－	307
合計	307	－	－	307

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は振替えを生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融資産はありません。

ロ．公正価値の測定方法

市場性のある有価証券について、同一の証券に関する活発な市場と認められる取引所の価格によっている場合は、公正価値ヒエラルキーレベル１に、同一の証券に関する活発でない市場における現在の相場価格を用いて測定している場合は公正価値ヒエラルキーレベル２に、それぞれ分類しております。

デリバティブ取引は主に通貨スワップであり、取引先金融機関から提示された公正価値を用いており、公正価値ヒエラルキーレベル２に分類しております。

市場性のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定している場合には、公正価値ヒエラルキーレベル３に区分しております。

非上場株式の公正価値測定にあたっては、割引率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント、非支配持分ディスカウントを加味しております。

ハ．レベル３の調整表

（単位：百万円）

	株式	その他
2025年４月１日残高	4,815	14,463
取得	460	4,542
売却・償還	△145	△15,254
包括利益		
当期利益（注）	－	5,236
その他の包括利益	259	631
その他	147	－
2026年３月31日残高	5,536	9,619
2026年３月31日に保有する金融商品に関して当期利益に認識した利益または損失	－	1,074

（注）連結損益計算書上、金融収益及び金融費用等に含めております。

ニ．レベル３に分類される資産に関する定量的情報

レベル３に分類した金融商品について、観測可能でないインプットを利用した公正価値の評価技法及び主なインプットは、以下のとおりであります。

評価技法	観察可能でないインプット	観察可能でないインプットの範囲
割引キャッシュ・フロー法	割引率	9.7%～11.9%

ホ．重要な観察可能でないインプットの変動に係る感応度分析

公正価値で測定するレベル３に分類される資産の公正価値のうち、割引将来キャッシュ・フローで評価される有価証券投資の公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）いたします。

レベル３に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

② 償却原価で測定する金融商品

イ．公正価値

償却原価で測定する金融商品の公正価値は以下のとおりであります。

	帳簿価額	公正価値
金融負債	百万円	百万円
有利子負債		
長期借入金	150,809	148,884
社債	919,038	890,444

（注）1. 長期借入金及び社債は、１年内回収（返済及び償還）予定の残高を含んでおります。
2. 短期の金融商品は、公正価値と帳簿価額とが近似しているため、上記には含めておりません。

ロ．公正価値の測定方法

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、レベル３に分類しております。

社債

社債については、元利金の合計を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しており、レベル３に分類しております。

7. 収益に関する注記

(1) 収益の分解

① 顧客との契約から認識した収益及びその他の源泉から認識した収益

売上収益の内訳は以下のとおりであります。

顧客との契約から認識した収益	637,399百万円
その他の源泉から認識した収益	97,391百万円
計	734,791百万円

その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号に基づく収益、IFRS第16号に基づくリース収益、IFRS第17号に基づく保険収益、IAS第20号に基づく政府補助金12,779百万円が含まれております。IFRS第17号に基づく保険収益は25,235百万円であり、対応する保険サービス費用は19,363百万円、再保険損益（△は損失）は△124百万円であります。

② 売上収益の分解

分解した収益とセグメント売上収益との関連は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	報告セグメント								その他	合計
	電気・ガス	通信	飲料	保険	金融	ソリューション	取次販売	計		
継続的な財またはサービス	304,828	106,703	67,985	6,243	－	22,168	20,173	528,102	－	528,102
一時的な財またはサービス	1,962	20,836	－	－	3,479	4,697	78,320	109,297	－	109,297
顧客との契約から認識した収益	306,791	127,540	67,985	6,243	3,479	26,866	98,493	637,399	－	637,399
その他の源泉から認識した収益	12,779	－	17,329	25,235	42,047	－	－	97,391	－	97,391
外部顧客への売上収益	319,571	127,540	85,314	31,478	45,526	26,866	98,493	734,791	－	734,791

（注）グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

③　顧客との契約から認識した収益を理解するための基礎となる情報

イ．継続的な財またはサービス

継続的な財またはサービスは、継続的に各種サービスの提供と維持管理を行うことを主要業務としております。継続的な財またはサービスは、当社グループと顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められ、契約期間にわたって継続的に財またはサービスの提供を行う義務を負っております。

継続的な財またはサービスのうち、電気・ガスの販売・供給、インターネット回線への接続等の通信回線サービス、顧客管理システムや決済管理システムの提供等のソリューションサービスについては、顧客は、当社の履行によって提供される財またはサービスを、当社が履行するにつれて同時に受け取って消費しているため、一定の期間にわたり充足する履行義務であります。顧客は契約において定められた月額利用料金や財またはサービス提供量に応じた利用料金を当社に支払うことになっております。したがって、当社は、現在までに完了した当社の履行の顧客にとっての価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識する実務上の便法を採用しております。

これに対して、ナチュラルミネラルウォーター製品の製造及び宅配形式による販売については、対象となる財またはサービスであるナチュラルミネラルウォーター製品を顧客に引き渡す義務を負っております。顧客が財またはサービスの引き渡しを受けた着荷時点で、当該財またはサービスに対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されることから、一時点において充足される履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。

いずれの財またはサービスの収入も、その月に提供した財またはサービスに直接対応する金額を、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は概ね30日以内となっております。

ロ．一時的な財またはサービス

一時的な財またはサービスは、通信キャリアやメーカーの各種サービス契約の取次業務等を主要業務としております。

当該取次業務においては、当社は、顧客である通信キャリアやメーカーとサービス利用者の間で各種サービス契約を成立させることを履行義務として識別しております。顧客の提供するサービスの利用をサービス利用者に開始させた時点で顧客は便益を獲得するため、その時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点において充足される履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。

通常の支払期限は、顧客とサービス利用者の間で各種サービス契約が締結され、サービス利用者が顧客のサービスを利用開始した時点の末日から起算して、概ね30日以内となっております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4)会計方針に関する事項⑧収益認識に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2025年４月１日	2026年３月31日
顧客との契約から生じた債権	129,451	128,055
売掛金	129,451	128,055
契約負債	4,860	5,088

（注）1. その他の源泉から認識した収益から生じた売掛金は上表に含めておりません。また、売掛金は損失評価引当金を控除する前の金額で表示しております。

2. 契約負債は、履行義務につき顧客（通信キャリア）から委託を受け、サービス利用者の維持管理を行う業務に関する前受金であり、営業債務及びその他の債務として計上しております。通常、当社がサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した場合に増加し、当社が履行義務を充足することにより減少いたします。当連結会計年度に認識した収益のうち、2025年４月１日現在の契約負債残高に含まれていたものは、1,521百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの契約は、当初の予想契約期間が１年以内である契約及びサービス提供量に直接対応する金額で顧客から対価を受け取る契約で構成されているため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

③ 顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産

契約獲得のためのコストから認識した資産　　60,637百万円

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上は「契約コスト」として表示しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客獲得時に発生する代理店等への手数料であります。契約コストは、当該コストに関連する財又はサービスが提供されると予想される期間（２～5年）にわたって、費用を配分しております。なお、顧客の解約実績等を踏まえ、償却期間を見直していますが、当連結会計年度の損益に与える影響額に重要性はありません。また、当社グループは、IFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、償却期間が１年以内である契約獲得コストについては、発生時に費用として認識しております。

また、資産として認識した契約コストについては、期末日及び各四半期末に回収可能性の検討を行っており、契約コストが関連する財又はサービスと交換に企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額（将来収益）から、当該財又はサービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコスト（直接関連コスト）を差し引いた金額を契約コストの帳簿価額が超過する範囲で減損損失を認識しております。減損の状況が存在しなくなったか又は改善した場合には、過去に認識した減損損失の一部又は全部の戻入れを純損益に認識しております。

8.　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり親会社所有者帰属持分　27,056円17銭

(2) 基本的１株当たり当期利益　3,440円12銭

9.　重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2026年５月13日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策を遂行し、株主への一層の利益還元を推進するため、自己株式の取得を行うものであります。

２．取得の内容

①　取得する株式の種類　当社普通株式

②　取得する株式の総数　35万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.79％）

③　株式の取得価額の総額　100億円（上限）

④　株式の取得期間　2026年7月1日から2027年6月30日まで

⑤　取得の方法　東京証券取引所における市場買付

無担保普通社債の発行

当社は、2026年4月24日に以下のとおり発行条件を決定し社債を発行いたしました。

第56回無担保社債

(1)	社債の銘柄	株式会社光通信第56回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(2)	発行総額	金100億円
(3)	各社債の金額	金100万円
(4)	利率	年2.823％
(5)	発行価格	額面100円につき金100円
(6)	償還金額	額面100円につき金100円
(7)	払込期日	2026年５月１日
(8)	償還期限	2031年５月１日（５年債）
(9)	利払日	毎年５月１日及び11月１日の２回
(10)	資金使途	社債償還資金
(11)	主幹事証券会社	野村證券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社
(12)	社債管理者	株式会社みずほ銀行
(13)	振替機関	株式会社証券保管振替機構
(14)	取得格付	A+（株式会社日本格付研究所） A（株式会社格付投資情報センター）

第57回無担保社債

(1)	社債の銘柄	株式会社光通信第57回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(2)	発行総額	金100億円
(3)	各社債の金額	金100万円
(4)	利率	年3.510％
(5)	発行価格	額面100円につき金100円
(6)	償還金額	額面100円につき金100円
(7)	払込期日	2026年５月１日
(8)	償還期限	2033年４月28日（７年債）
(9)	利払日	毎年５月１日及び11月１日の２回
(10)	資金使途	社債償還資金
(11)	主幹事証券会社	野村證券株式会社 大和証券株式会社 みずほ証券株式会社 ＳＭＢＣ日興証券株式会社
(12)	社債管理者	株式会社みずほ銀行
(13)	振替機関	株式会社証券保管振替機構
(14)	取得格付	A+（株式会社日本格付研究所） A（株式会社格付投資情報センター）

（注） 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	306,713	流動負債	470,847
現金及び預金	21,579	短期借入金	47,153
関係会社短期貸付金	238,840	関係会社短期借入金	285,437
その他	46,292	１年内償還予定の社債	90,050
固定資産	1,349,348	未払金	43,893
有形固定資産	606	未払費用	2,848
建物	263	未払法人税等	520
工具器具備品	1	預り金	728
土地	342	賞与引当金	77
無形固定資産	71	その他	137
ソフトウエア	41	固定負債	879,101
電話加入権	30	長期借入金	78,690
投資その他の資産	1,348,669	社債	790,150
投資有価証券	24,646	繰延税金負債	9,074
関係会社株式	52,651	債務保証損失引当金	1,146
関係会社社債	50,000	その他	40
役員及び従業員に対する長期貸付金	3,084	負債合計	1,349,948
関係会社長期貸付金	1,233,138	（純資産の部）	
その他	240	株主資本	298,630
貸倒引当金	△15,092	資本金	54,259
		利益剰余金	250,586
		利益準備金	13,564
		その他利益剰余金	237,021
		繰越利益剰余金	237,021
		自己株式	△6,215
		評価・換算差額等	7,408
		その他有価証券評価差額金	7,408
		新株予約権	73
		純資産合計	306,112
資産合計	1,656,061	負債・純資産合計	1,656,061

損　益　計　算　書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金		18,871
営業費用		3,275
営業利益		15,595
営業外収益		
受取利息	26,486	
受取配当金	3,288	
貸倒引当金戻入額	4,344	
その他の営業外収益	2,485	36,605
営業外費用		
支払利息	8,915	
社債利息	11,908	
債務保証損失引当金繰入額	1,146	
貸倒引当金繰入額	11,469	
その他の営業外費用	3,170	36,610
経常利益		15,590
特別利益		
投資有価証券売却益	7,466	
関係会社株式売却益	96,972	104,438
特別損失		
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		120,028
法人税、住民税及び事業税	51	
法人税等調整額	△1,005	△953
当期純利益		120,982

株主資本等変動計算書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	54,259	－	－	13,564	156,401	169,966	△10,864	213,361
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△32,178	△32,178		△32,178
当期純利益					120,982	120,982		120,982
自己株式の取得							△6,143	△6,143
自己株式の処分		215	215		62	62	2,330	2,608
自己株式の消却		△215	△215		△8,246	△8,246	8,461	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	80,620	80,620	4,648	85,268
当期末残高	54,259	－	－	13,564	237,021	250,586	△6,215	298,630

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,137	8,137	280	221,779
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△32,178
当期純利益				120,982
自己株式の取得				△6,143
自己株式の処分				2,608
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△729	△729	△206	△936
事業年度中の変動額合計	△729	△729	△206	84,332
当期末残高	7,408	7,408	73	306,112

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により計算しております。）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合等への出資

入手可能な直近の決算書に基づき、組合等の損益及びその他有価証券の評価差額のうち当社の持分相当額を投資事業組合運用損益及びその他有価証券評価差額金として投資有価証券に加減する方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき計上しております。

③ 債務保証損失引当金

保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、子会社（上場株式投資を専門に行う子会社を除く）からの受取配当金であり、配当金の効力発生日をもって収益を認識し、損益計算書において営業収益に計上しております。また、持株会社としての当社の営業収益に対応する費用は売上原価と販売費及び一般管理費に分類することが困難であるため、一括して営業費用に計上しております。

(5) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上した項目

関係会社株式	52,651	百万円
関係会社社債	50,000	
関係会社短期貸付金	238,840	
関係会社長期貸付金	1,233,138	
貸倒引当金（注）	△14,993	

損益計算書に計上した項目

貸倒引当金繰入額（注）	11,469	百万円
貸倒引当金戻入額（注）	4,344	

（注）いずれも関係会社長期貸付金に対して計上した金額を記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式のうち時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行っております。また、関係会社株式のうち市場価格のない株式について当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。さらに、関係会社貸付金については、関係会社の財政状態等を勘案したうえで、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

当社は持株会社であり、事業を営む子会社に対して当社から投融資を行っているほか、中間持株会社を通じて孫会社へ投融資を実施しており、関係会社に対する投融資の評価に用いる株式の実質価額の算定や関係会社の財政状態の把握には複雑性が存在しております。

なお、将来の予測不能な市場環境の変化等により、関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合、関係会社株式の減損処理や関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　227百万円

(2) 偶発債務

以下の会社について、債務保証及び保証予約を行っております。

仕入等債務保証

株式会社インサイト	23,365百万円
株式会社HCMAアルファ	15,248百万円
テレコムサービス株式会社	13,199百万円
株式会社エネコード	9,997百万円
株式会社セレクトネットワーク	9,040百万円
株式会社ハルエネ	8,530百万円
その他	21,978百万円
計	101,359百万円

銀行借入保証

株式会社ジェイ・コミュニケーション	500百万円
株式会社メンバーズモバイル	500百万円
計	1,000百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

①	短期金銭債権	40,504百万円
②	長期金銭債権	0百万円
③	短期金銭債務	2,186百万円
④	長期金銭債務	6百万円

(注) 上記金額には、独立掲記したものは含まれておりません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	18,871百万円
② その他の営業取引高	1,362百万円
③ 営業取引以外の取引高	131,878百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	385,681株	142,557株	361,060株	167,178株

（注）1. 自己株式の数の増加は、東京証券取引所における市場買付および単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の数の減少は、自己株式の消却ならびにストックオプションの行使および譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,757百万円
投資有価証券評価損否認	429
関係会社株式評価損否認	12,116
未払事業税否認	16
貸倒損失否認	73
債務保証損失引当金	361
その他	219
繰延税金資産小計	17,973
評価性引当額	△17,887
繰延税金資産合計	85
繰延税金負債	
連結法人間譲渡損益繰延	5,825
その他有価証券評価差額金	3,334
繰延税金負債合計	9,160
繰延税金負債の純額	9,074

7. 関連当事者との取引に関する注記

① 役員及びその近親者等

種類	会社等の名称または氏名	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注1)(注2)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	和田 英明	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 0.96	資金の貸付	資金の貸付	1,000	その他(1年内回収予定の長期貸付金)	2
						資金の回収	638	役員及び従業員に対する長期貸付金	1,521
						利息の受取	26	—	—
役員	髙橋 正人	—	当社常務取締役	(被所有)直接 0.12	資金の貸付	資金の貸付	500	その他(1年内回収予定の長期貸付金)	3
						資金の回収	342	役員及び従業員に対する長期貸付金	636
						利息の受取	11	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社株式取得を資金使途とした資金の貸付を行っております。貸付利率は市場金利等を勘案し、合理的に決定しております。

(注2) 本取引については、本貸付により借入人が取得した当社株式を、貸付契約に基づく借入人の債務の担保として受け入れております。

② 重要な子会社の役員及び近親者

種類	会社等の名称または氏名	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容(注1)(注2)	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	杉田　将夫	—	重要な子会社の役員	(被所有)直接0.04	資金の貸付	資金の貸付	150	その他(1年内回収予定の長期貸付金)	1
						資金の回収	38	役員及び従業員に対する長期貸付金	257
						利息の受取	4	—	—
役員	川畑　大輔	—	重要な子会社の役員	(被所有)直接0.00	資金の貸付	資金の貸付	15	その他(1年内回収予定の長期貸付金)	0
						資金の回収	2	役員及び従業員に対する長期貸付金	12
						利息の受取	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社株式取得を資金使途とした資金の貸付を行っております。貸付利率は市場金利等を勘案し、合理的に決定しております。

(注2) 本取引については、本貸付により借入人が取得した当社株式を、貸付契約に基づく借入人の債務の担保として受け入れております。

③　子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社ビジネスパートナー	東京都新宿区	223	金銭の貸付、債務の保証等	間接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	30,741	関係会社短期貸付金	190,000
							利息の受取	3,550	未収入金	341
子会社	株式会社HCMAアルファ	東京都豊島区	101	有価証券の保有管理	直接100	資金の借入 株式会社HCMAアルファによる自己株式の取得 役員の兼任	資金の返済(注1)(注2)	52,033	関係会社短期借入金	21,728
							利息の支払	1,617	—	—
							関係会社株式の売却(注6)	81,393	—	—
							関係会社株式売却益	81,393	—	—
子会社	光通信株式会社	東京都豊島区	101	有価証券の保有管理	直接100	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)(注2)	144,590	関係会社長期貸付金	1,143,754
							利息の受取	20,347	未収入金	1,750
子会社	株式会社コア・コンサルティング・グループ	東京都豊島区	101	コンサルティング業務	直接100	業務委託手数料の支払	業務委託手数料の支払(注4)	1,360	未払金	864
子会社	株式会社エネコード	東京都豊島区	101	電力販売事業	間接100	資金の借入	資金の借入(注1)(注2)	46,087	関係会社短期借入金	77,307
							利息の支払	1,022	—	—
子会社	スマートビリングサービス株式会社	東京都豊島区	101	収納代行サービス	間接100	資金の借入	資金の返済(注1)(注2)	4,234	関係会社短期借入金	27,325
							利息の支払	752	—	—
子会社	株式会社プレミアムウォーターホールディングス	東京都港区	5,223	宅配事業を行う子会社等の経営管理	直接29.62 間接40.44	種類株式の取得 株式会社プレミアムウォーターホールディングスによる自己株式の取得	種類株式の取得	27,644	投資有価証券	27,644
							関係会社株式の売却(注6)	27,644	—	—
							関係会社株式売却益	10,917	—	—

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社ハルエネ	東京都豊島区	101	電力販売事業	間接100	資金の援助	資金の貸付(注1)(注2)	7,716	関係会社短期貸付金	30,508
							利息の受取	428	未収入金	0
子会社	株式会社H-Powerホールディングス	東京都豊島区	10	電力販売事業	直接65.00間接35.00	資金の援助	資金の回収(注1)(注2)	21,791	関係会社短期貸付金	217
							利息の受取	367	未収入金	30
子会社	インシュラントグループ株式会社	東京都豊島区	100	有価証券の保有管理	直接100	社債の取得資金の援助資金の借入	関係会社社債の取得	50,000	投資有価証券	50,000
							資金の回収(注1)(注2)	35,000	—	—
							利息の受取	883	未収入金	750
							資金の借入(注1)(注2)	38,003	関係会社短期借入金	38,003
							利息の支払	527	未払金	57
子会社	株式会社インサイト	東京都新宿区	101	決済ソリューション	間接100	債務保証	債務保証(注3)	23,365	—	—

(注1) 資金の貸付及び資金の借入の取引金額は当事業年度中における純増減額を記載しております。
(注2) 資金の貸付及び資金の借入は当社の規定に基づき、市場金利等を勘案し協議の上決定しております。
(注3) 当社は連結子会社の取引から生じる債務に対して債務保証を行っており、保証料は協議の上合理的に決定しております。
(注4) 業務委託手数料の取引金額は一般取引と同様、市場価格に基づき交渉の上決定しております。
(注5) 連結子会社への関係会社長期貸付金に対し、合計14,993百万円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において合計11,469百万円の貸倒引当金繰入額及び4,344百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
(注6) 関係会社株式の売却については、合理的に算定した価格に基づいて決定しております。
(注7) 関係会社の保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、合計1,146百万円の債務保証損失引当金を計上しております。
また、当事業年度において合計1,146百万円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

8.　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	6,983円61銭
(2) １株当たり当期純利益	2,756円05銭

9.　重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」と同一のため、当該項目をご参照ください。

無担保普通社債の発行

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」と同一のため、当該項目をご参照ください。

(注)　計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月20日

株式会社　光　通　信
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚　原　克　哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　島　　力
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永　井　公　人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社光通信の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社光通信及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月20日

株式会社　光　通　信
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　塚　原　克　哲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　福　島　　力
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　永　井　公　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社光通信の2025年４月１日から2026年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3.　各監査等委員間にて異なる監査意見はございません。

4.　重要な後発事象はございません。

2026年５月20日

株式会社光通信　監査等委員会

監査等委員　渡　辺　将　敬　㊞

監査等委員　髙　野　一　郎　㊞

監査等委員　新　村　　健　㊞

（注）監査等委員髙野一郎及び新村健は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上